

## 令和8年度 北谷町平和学習派遣 派遣者一般募集要項

### 1 目的

沖縄戦体験および広島・長崎の被爆体験を学習することにより、戦争の実相を正しく把握し、平和の尊さ・命の大切さを親から子、孫に引継ぎ、恒久平和の高揚および促進のため努力していく人材の育成を図り、平和なふるさとづくりに努めることを目的とする。

### 2 派遣先 広島市・長崎市

(1) 派遣期間 8月8日～11日 (3泊4日)

(2) 派遣内容

- ① 長崎市 8月8日 青少年ピースフォーラム (1日目) 及び交流会参加
- ② 長崎市 8月9日 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典参列、青少年ピースピースフォーラム (2日目)、長崎原爆資料館見学、フィールドワーク  
※青少年ピースフォーラムは、全国の自治体の派遣者約500名が参加し被爆の実相や平和の尊さを学び意見交換等を行います。
- ③ 広島市 8月10日 広島平和記念資料館見学
- ④ 広島市 8月11日 被爆体験講話、平和公園内フィールドワーク

### 3 学習内容 (※学習会について主に土日に開催)

(1) オリエンテーション (6月13日)

- ① 沖縄県全戦没者追悼式参列 (6月23日)
- ② 事前学習 (講義 6月～7月6日程度)
- ③ 出発式 (7月31日)

(2) 現地学習 8月8日～8月11日 (3泊4日)

- ① 長崎県 8月8日～8月9日
- ② 広島県 8月10日～11日

(3) 学習報告

- ① 作文・壁新聞の提出 (9月1日)
- ② 報告会のパワーポイント作成 (9月～10月3日程度)
- ③ 派遣者報告会及び北谷町ピースメッセンジャーの認定式 (10月22日)

(4) 事後学習

- ① 北谷町慰霊祭 (10月27日・又は28日)
- ② フィールドワーク (11月)

(5) 事後活動

- ① ピースメッセンジャー活動 (2月～3月 3回程度)

### 4 募集人数

高校生 1名

### 5 応募資格

北谷町在住の高校生で、次の条件を満たす者とする。

- (1) 北谷町に住民登録をしている者
- (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく、高等学校等に在学している者

- (3) 健康で5日間程度の県外生活に耐え、事前学習から事後学習、事後活動等、すべての派遣事業に参加し団体行動のとれる協調性のある者
- (4) 保護者の承認及び在学する学校長の推薦が得られる者
- (5) 町が実施する平和学習派遣事業へ参加したことの無い者
- (6) 町が主催する事業について協力依頼がある場合に積極的に協力できる者

## 6 参加申込書の受付

- (1) 受付期間：令和8年4月13日（月）～5月22日（金）（土日祝日を除く。）  
午前8時30分～午後6時
- (2) 提出場所：北谷町役場 町長室（北谷町役場3階）  
〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号  
電話 098-936-1234（内線1112）を指定ください。
- (3) 提出方法 必ず本人が持参してください。持参時に簡易的な面接を行います。  
※事前に必ず持参日時の連絡をすること。

## 7 提出書類

- (1) 令和8年度北谷町学平和習派遣事業参加申込書
- (2) 応募理由・自己PR  
※応募理由：なぜ参加したいと思ったか。  
※頑張っていることPR：部活動や習い事など。  
※自己PR：広島・長崎平和学習で学びたいことや今後の目標など。
- (3) 令和8年度北谷町平和学習派遣事業 推薦書（開封無効）  
※ 学校側での作成に時間を要する書類となるので、早めに担任等へ依頼すること。
- (4) 令和8年度 北谷町平和習派遣事業誓約書

## 8 選考方法及び選考基準

提出書類及び書類持参時の簡易面接で、以下の観点を総合的に評価して決定します。

- (1) 平和学習に対する意欲と目的意識
- (2) 平和を希求する思い
- (3) 自分の言葉で伝える意欲や思い

## 9 選考結果の発表

令和8年6月上旬に町ホームページにて派遣決定者の番号を掲載します。

なお、選考結果については、学校側にも通知しますので、ご了承ください。

## 10 経費

- (1) 派遣費については町が負担する。
- (2) 派遣費に含まれないものは次のとおりとする。
  - ① 現地学習以外の事前・事後学習及びピースメッセンジャー活動に係る交通費等
  - ② 現地学習に係る自宅から集合場所・解散場所までの交通費
  - ③ 超過航空手荷物料金
  - ④ その他個人的経費（飲物、おやつ、荷物宅配料、電話、お土産等）

## 11 派遣者の責務

- (1) 派遣決定後から派遣前後及び派遣中の健康管理、荷物の管理等については、自己の責任において行うこと。
- (2) 派遣先関係者、及び引率者の指示や助言に従い、団体行動をすること。
- (3) 派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意に起因した傷病、損害並びに不慮の事故、天災、異変等により生じた傷病、損害に関して一切の責任を追及しないこと（補償については、個人と保険会社との契約の範囲内とする。）。
- (4) 派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意により他人にケガや損害を与えた場合、そのケガや損害に関して一切の責任を追及しないこと。

## 12 その他

- (1) 派遣事業出発前に、派遣者に健康上の理由又は派遣者として不適當な事由が生じた場合、その資格を取り消す。また、出発後に、派遣者に不適當な事由が生じた場合、その派遣者の資格を取り消し、帰沖させることができる。この場合における費用は個人負担とする。